

みらいふ 労災共済



Consulting Adviser for Clients



「共済協同組合 みらいふ」とは

労災事故は、会員企業様にとりましても、労災事故に遭われた従業員様にとりましても、とても深刻な問題です。そこでCACグループでは、万一、労災事故が起きた場合でも皆様にご安心いただくために、このたび「共済協同組合みらいふ」を設立いたしました。これからも皆様のお役に立てるサービスをご提案できますよう取り組んでまいります。

お得な労災対策で不安解消!!

“共済協同組合 みらいふ”にお任せください。

労災の窓口を一本化

共済協同組合みらいふは労働保険事務組合TSCと連携しており、1回のご連絡で共済と政府労災両方の手続きを開始いたします。

非営利団体ならではの納得の掛金

共済協同組合みらいふは中小企業様の相互扶助のためにCACグループが設立した非営利の組合です。運営管理にかかる経費を最小限に抑えて安い掛金を実現しました。

休業時の収入を100%補償

労災事故により休業した場合、政府労災から80%、みらいふ労災共済から20%、あわせて100%の収入が補償されます。

建設業者様も安心 経審加点 下請時にも補償

みらいふ 労災共済は経営事項審査で加点されるための要件を満たしています。「下請特別」に加入することで下請時にも補償が受けられます。

事業主様の休業も補償 掛金は全額損金

労働保険事務組合TSCを通じて労災保険に特別加入している事業主・海外派遣者の方もみらいふ 労災共済に加入できます。また、掛金は損金に計上できます。

補償内容 共済金は、被災労働者の平均賃金を基礎としているため、その額は被災労働者の収入に見合った額となります。また、4日以上以上の休業、軽度の後遺障害にいたるまで広く、手厚く補償されます。

休業共済金

労災保険と併せて
100%の収入補償

休業3か年間(1092日分)まで全期間にわたって、平均賃金の20%を支払います。(特定期間の3日間を除く)労災保険で80%(特別支給金を含む)支給されるため、併せて100%の収入が補償されます。

障害共済金

軽度の障害まで
手厚く補償

労災保険で定める第1級から第14級までの障害等級に応じ、共済の型別に定められた日数に平均賃金を乗じて得た額が支払われます。

死亡共済金

共済金に弔慰金を
加えた額を補償

遺族の方に対して、平均賃金をもとに最高2000日分が支払われます(Ⅲ型に2口加入の場合)。弔慰金として死亡共済金とは別に最高10万円(2口加入の場合)が支払われます。

掛金額の計算例

年間の共済掛金は労働者の年間賃金の総額と特別加入者の賃金総額を足し、業種ごとに定められた掛金率を掛けて算出します。

事務系のA社の例

業種:その他の事業(コード94) 従業員10名
共済の型:ⅠA型加入
労働者年間賃金総額:36,500,000円
特別加入者:1名(給付基礎日額:10,000円)

共済掛金 ➡ 15,698円(年)

{36,500千円+3,650千円
(給付基礎日額10,000円×365日)}×0.391/1,000
=15,698円(1円未満は切り捨て)

建設業のB社の例

業種:建設事業(コード35) 従業員10名
共済の型:ⅠA型加入
労働者年間賃金総額:36,500,000円
特別加入者:1名(給付基礎日額:10,000円)

共済掛金 ➡ 81,183円(年)

{36,500千円+3,650千円
(給付基礎日額10,000円×365日)}×2.022/1,000
=81,183円(1円未満は切り捨て)

共済掛金のお見積りをいたします。お気軽にお申しつけ下さい。

労働基準監督署長の支給決定を受けた業務上災害・通勤災害について補償されます。

共済金が支払われる例

A社の社員が通勤中、トラックと衝突し150日入院した後亡くなった場合。
(ⅠA型に加入、給付基礎日額10,000円の場合)

休業共済金 ⊕ 死亡共済金 ⊕ 死亡弔慰金 ➡ 合計 6,794,000円

休業共済金: (150-3)日×(10,000円×20%) = 29万4,000円
死亡共済金: 日額10,000円×(600日) = 600万円 死亡弔慰金: 50万円

B社の社員が電動工具を使用中、誤って機械にはさまれて負傷し後遺障害Ⅺ級となった。
(ⅠA型に加入、給付基礎日額10,000円、休業150日の場合)

休業共済金 ⊕ 障害共済金 ➡ 合計 894,000円

休業共済金: (150-3)日×(10,000円×20%) = 29万4,000円
障害共済金: 日額10,000円×60日 = 60万円

共済の型

A型は死亡・障害、B型は死亡・障害を補償。補償の大きさによりそれぞれⅠ・Ⅱ・Ⅲ型が選べます。

共済の型	Ⅲ		Ⅱ		Ⅰ	
	A	B	A	B	A	B
死亡共済金	1,000日分	800日分	800日分	600日分	600日分	600日分
障害共済金	1級	1,000	800	600	600	600
	2級	1,000	800	600	600	600
	3級	1,000	800	600	600	600
	4級	800	640	480	480	480
	5級	700	560	420	420	420
	6級	600	480	360	360	360
	7級	500	400	300	300	300
	8級	400	320	240	240	240
	9級	300	240	180	180	180
	10級	200	160	120	120	120
	11級	100	80	60	60	60
	12級	50	40	30	30	30
	13級	30	24	18	18	18
	14級	20	16	12	12	12
休業共済金 休業1日当り	2/10		2/10		2/10	
死亡弔慰金	50万円					

保険金をお支払いできない主な理由

- 共済契約者又はその事業場の責任者の故意又は重大な過失
- 地震、噴火、津波
- 戦争、外国の武力行使、内乱その他これらに類似の事変又は暴動
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)、若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)、の放射性、爆発性その他有害な特性又はこれらの特性による事故
- 風土病、職業性疾病による労働災害等一部除外となる労働災害
- 被災者の故意、重大な過失、故意の犯罪による被災者自身の労働災害

共済協同組合みらいふ

〒163-0214 東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 14階

募集代理店